

食品表示制度の概要

食品表示制度

食品を製造、加工、輸入、販売する者は、「食品表示法」のほか「東京都消費生活条例」など、様々な法令等を遵守した表示をする必要がある。

<食品の表示例>

名 称：えびグラタン

原材料名：牛乳（国内製造）、たまねぎ（中国）、えび（ベトナム）、マカロニ、植物油、ナチュラルチーズ、ホワイトルウ、砂糖、食塩、香辛料／増粘剤（加工デンプン）、調味料（アミノ酸等）、セルロース、香料、乳化剤、着色料（カラメル）、（一部にえび・小麦・乳成分・大豆を含む）

内容量：200g

賞味期限：2025.12.30

保存方法：-18℃以下で保存してください

冷凍前加熱の有無：加熱してあります

加熱調理の必要性：加熱してお召し上がりください

製造者：〇〇食品株式会社

東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号

原材料配合割合：えび 2 %（仕込み時） ←

栄養成分表示 1個(200g)当たり

エネルギー	200kcal	炭水化物	24.6g
たんぱく質	5.6g	食塩相当量	1.8g
脂 質	8.8g	カルシウム	76mg

(推定値)

(1) 品質事項（食品表示法）

- 原材料名、原料原産地、内容量、原産地(国)、製造者氏名など、**食品の品質に関する表示の適正化**を図るために必要な表示事項。**食品ごとに個別表示ルールあり**

(2) 衛生事項（食品表示法）

- 食品添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルゲン（小麦、卵、乳、そば等）、製造所所在地など**国民の健康の保護**を図るために必要な表示事項

(3) 保健事項（食品表示法）

- 栄養成分表示（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩）など、**国民の健康の増進**を図るために必要な表示事項

(4) 都独自事項（都消費生活条例）

- 法令で規定のない品目又は事項について表示の基準を作り、**消費者が商品を購入するに当たり、その内容を容易に識別し、かつ適正に使用**するための表示事項

→調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜に規定

【備考】この他にも、計量法、景品表示法や、表示内容によっては薬機法が関連する場合がある。

国における食品表示制度の見直し検討状況

1 これまでの経緯

- 国は、「経済財政運営と改革の基本方針(R5)」、いわゆる「骨太の方針」の中で「食品表示基準の**国際基準への整合化**を推進する」と明記
- これを受け、**消費者庁**は食品供給の**グローバル化の進展**を踏まえ、**合理的かつシンプルで分かりやすい**食品表示制度の在り方について、**国際基準との整合性**も踏まえながら、有識者から成る懇談会で順次議論することとした（消費者基本計画工程表（R5.6.13））。

2 消費者庁における検討

食品表示懇談会（令和5年度）

- 個別品目ごとの食品表示ルールを、**横断的な基準**に合わせる方向で見直すことを基本
- 消費者にとっての**分かりやすさ**や**合理的な選択**という観点から今日的にどのような意義があるのか、複雑なルールによって**事業者にも負担を課していないか**という視点から検討

個別品目ごとの表示ルール見直し分科会

- 消費者庁は、個別品目ごとの表示ルールの見直しを実施中（現在までに22品目について検討済）
- 令和6年5月29日に開催された分科会では、「**調理冷凍食品**」の表示ルールについて検討され、「調理冷凍食品」の定義を含め、**個別表示ルールを廃止する方針を決定**
- 令和6年12月24日には、消費者庁は「食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について」を公表。
「調理冷凍食品」の個別表示ルールの廃止案について**パブコメ**を実施（施行日：令和8年4月1日）
→ **「調理冷凍食品」の個別表示ルールの廃止が、都消費生活条例に基づく都の表示規定に影響**

調理冷凍食品における個別表示ルールの概要

国・都における調理冷凍食品の個別表示事項

< 食品表示法に基づく個別表示事項（**廃止予定**） >

調理冷凍食品 (10品目)	品質事項における 個別表示事項	商品名に付された原料●●の 含有率を表示せずに、 「●●+商品名」は禁止
冷凍フライ類 (例) えびフライ、コロッケ	衣の割合(%) (30～65%以上の場合)	コロッケ中のえび10%未満 ➡ えびコロッケ+えび(%)
冷凍しゅうまい 冷凍餃子 冷凍春巻	皮の割合(%) (25～60%以上の場合)	しゅうまい中のえび15%未満 ➡ えびしゅうまい+えび(%)
冷凍ハンバーグステーキ 冷凍ミートボール	食肉の割合(%) (40%未満の場合)	牛・豚の合挽肉使用 ➡ 牛肉ハンバーグ+牛肉(%)
冷凍フィッシュハンバーグ 冷凍フィッシュボール	魚肉の割合(%) (40%未満の場合)	鮭・タラのすり身使用 ➡ 鮭ハンバーグ+鮭(%)
冷凍米飯類 冷凍麺類		—

調理方法、
内容個数
等

< 都消費生活条例に基づく個別表示事項 >

調理冷凍食品 (左表10品目以外)	原料の含有率
(例) グラタン、ピザ、たこ焼、 お好み焼き、焼き鳥、 煮魚、きんぴらごぼう、 ひじきの煮物、 牛丼の具、 中華丼の具 等	商品名に付された 原料の含有率(%)を表示 (例) えびグラタン + えび8%(仕込み時) 【参考: 同様の規制をしている自治体】 神奈川県、川崎市、名古屋市、神戸市、 京都市、大阪市

【個別ルールの背景：「まがいもの食品」の排除】

- 昭和40～50年頃に冷凍食品が普及する中、「冷凍エビフライの衣が厚すぎる」との声が消費者から挙がるなど、まがいもの食品が問題化

➡ 昭和53年10月、農林省は調理冷凍食品に以下の表示を規定

- ア 衣・皮、食肉・魚肉の含有率
- イ 一定の含有率未満の原料について、商品に付された原料の含有率を表示せずに、当該原料を含む商品名の表示を禁止

【都条例の背景：「まがいもの食品」の排除】

- 国が昭和53年に調理冷凍食品の表示を規制する前年（52年）に、都は「まがいもの食品」を排除するため、条例で「商品名に付された原料」の含有率表示を義務化
- 国が昭和53年に左表10品目の表示事項を定めたため、都は条例で昭和54年に国が定義する調理冷凍食品以外の調理冷凍食品に「商品名に付された原料」の含有率表示を義務化

ほぼ
同義

調理冷凍食品における個別表示のイメージ

<調理冷凍食品の個別表示（国）>



(冷凍食品)

名 称：しゅうまい
原材料名：たまねぎ（中国）、魚肉すり身、えび、
食用油、・・・・・・・・
（一部にえび・小麦、卵、豚肉を含む）
内 容 量：500g
・・・・・・・・・・・・・・・・
販売者：〇〇〇株式会社
東京都新宿区・・・・・・・・
皮 の 率：35%

<調理冷凍食品の個別表示（都）>



(冷凍食品)

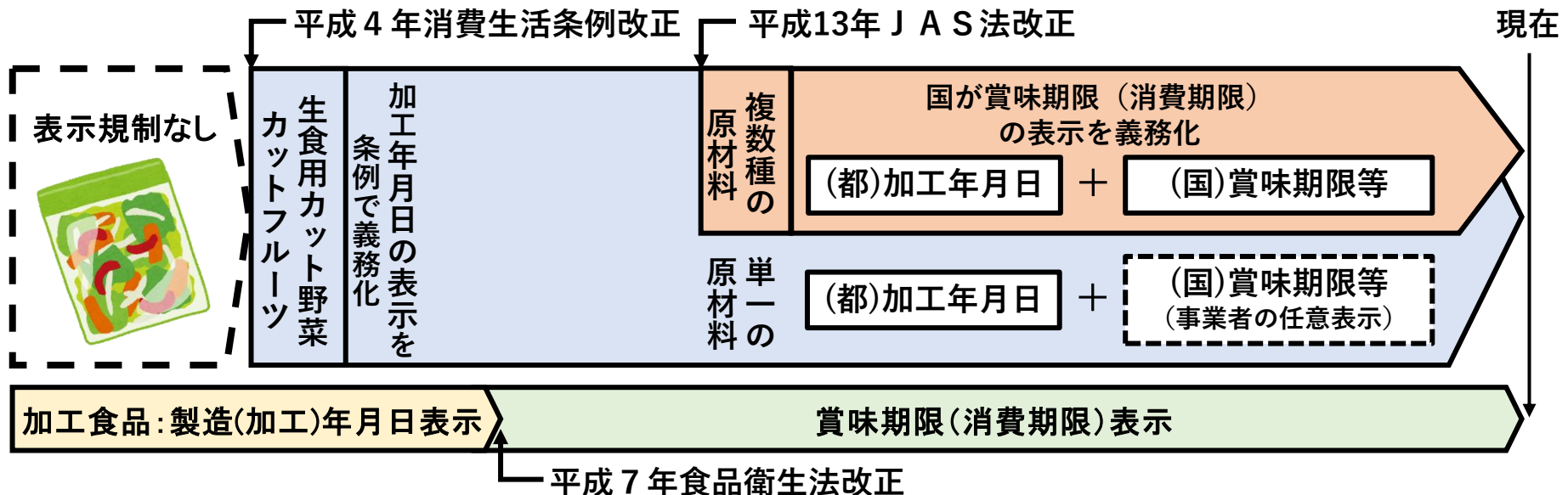
名 称：えびグラタン
原材料名：マカロニ(国内製造)、えび、濃縮乳、
小麦粉・・・・・・・・
（一部にえび、かに、小麦、乳成分、鶏肉を含む）
内 容 量：200g
・・・・・・・・・・・・・・・・
販売者：〇〇〇株式会社
東京都新宿区・・・・・・・・

原材料配合割合：えび9%、チーズ0.5%（仕込み時）

- ➡ 国は、シンプルかつ分かりやすく、国際整合性のある食品表示とする観点から、調理冷凍食品における「衣・皮の割合」や「商品に付された原料名の含有率」の規定を**廃止**
- ➡ 都も、ほぼ同義の表示規定（商品名に原料名を付す場合、その含有率を表示）を義務化しているが、**その規定について見直し検討が必要**

生食用のカット野菜及びカットフルーツの表示について

- 1 平成4年以前は「生食用カット野菜及びカットフルーツ」（以下「カット野菜等」という。）について一切の表示規制が無かったため、消費者の商品購入時に選択の目安となるよう、**都は平成4年に消費生活条例を改正し、都内に流通する「カット野菜等」に加工年月日*等の表示を義務化** ※当時の食品期限表示は現在の「賞味期限」ではなく「製造(加工)年月日」
 - 2 平成13年にJAS法が改正され、**複数種の原材料を使用する生食用カット野菜及びカットフルーツについて「賞味(消費)期限（以下「賞味期限等」という。）」の表示を義務化**
 - この時点で、都条例の「加工年月日」とJAS法の「賞味期限等」の両方が表示義務化されたが、消費者への情報提供の観点から、都は規制を継続
 - 単一原材料からなる「生食用カット野菜等」（例：キャベツの千切り等）は、都条例の「加工年月日」のみ義務化されているが、事業者は自主的取組として「賞味期限等」を任意表示
- ➔ 現在の食品表示は全て「賞味期限等」で統一され、その設定方法も国が平成17年にガイドラインで示していることから、「カット野菜等」の期限表示を「加工年月日」から「賞味期限等」への変更を検討



都消費生活条例に基づく食品表示の見直し検討のスケジュール

1 調理冷凍食品の表示規制に関する見直し検討

- 国の調理冷凍食品における個別表示ルール廃止を受け、都も独自に規定する調理冷凍食品に関する表示規定について、見直し検討

2 生食用カット野菜及びカットフルーツの表示規制に関する見直し検討

- 食品表示は全て「賞味(消費)期限」で統一されており、その科学的な設定方法も国がガイドラインで示しているため、消費生活条例に基づく「生食用カット野菜及びカットフルーツ」の期限表示を「加工年月日」から「賞味(消費)期限」に変更することを検討

➡ 令和7年度に「食品安全推進計画」の改訂作業を行う「部会」において、上記の表示規定に関する検討を併せて行う。

事 項	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	～3月	
国のスケジュール(想定)	● 食品表示懇談会 ハフコメ			内閣府● 消費者委員会	3月末 国府令改正 (調理冷凍食品の定義削除、個別表示ルールの廃止等)										→ 施行
・ 都の調理冷凍食品の表示規定の見直し検討 ・ 生食用カット野菜等の期限表示の見直し検討		食安審 への 説明			食安審 部会での検討	食品安全推進計画の 改定作業と合わせて検討			食安審 で意見 集約	ハフコメ	消対審 への 報告		●	必要に応じて 都告示改正 → 施行	

消対審：東京都消費生活対策審議会